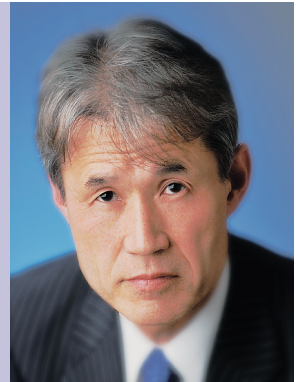


IASBによる各国会計基準設定 主体との関係強化とASBJの対応

ASBJ 委員長 にしかわ いくお
西川 郁生



本稿では国際会計基準審議会（IASB）による各国会計基準設定主体との関係強化の構想とそれに対応した企業会計基準委員会（ASBJ）の現状と今後の活動方針を記すこととする。ASBJの国際活動は、国内基準開発活動のように成果が最終公表物の形で見えるものではなく、国内市場関係者に十分に広報する必要があるためである。

ASBJの国際活動の現況

ASBJにおいては、国内基準開発がスローダウンしている一方、ここ数年国際的な活動の場が従前に比べ相当増加してきている。それも、IASB、米国財務会計基準審議会（FASB）との定期協議のようなバイラテラルな活動以外の、マルチラテラルな活動の活発化が目立つ。

例えば、旧来NSSと呼ばれていたIFASS会議（自由参加制で直近のチューリッヒ会議では世界から32か国が参加）においてはリサーチ活動が盛んに公表されており、ASBJも近年随時リサーチ報告を行っている。地域の活動にはアジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）があり、年1回の総会が基本で、議長時代に設置した議長諮問委員会（CAC、ASBJも構成する7設定主体の1つ）が電話、

e-mail等の通信手段によって議長国をサポートしている。会議への物理的な参加は、総会以外にインフォーマルな会合が数回行われる。これは、IFASS会議や地域ポリシーフォーラム（アジア・オセアニア地域の規制当局者を中心に設定主体が加わるもので最近年1回定期的に開かれている）の機会を利用して、開催地に集まったAOSSGメンバーが、番外として意見交換をするものであり、ここにも当然ASBJは参加している。

各国設定主体によるこれらのマルチラテラルな活動は、ここまで各国間の情報交換の意味が大きく、国際財務報告基準（IFRS）の開発に直接深くかかわるといふところまでは至っていなかった。

しかし、FASBとのMoUの終了の機会に合わせて、IASBが構築を目指している各国会計基準設定主体との関係強化のための新たな構想は、情報交換にとどまるものでなく、関係する各国会計基準設定主体にとってIFRSの開発にタイムリーに直接的な意見発信をするという点で、重要な意味を持つ可能性が高い。ASBJとしてはIASBのこのような動きに対し、初期対応をとっている。ここではASBJの対応の現状と今後の方針を示すこととする。

リサーチ活動の活発化

2012年5月に公表されたIFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック(DPH)草案によれば、IASBが大きな基準の設定、改定を行う場合、そのプロセスの最初の段階に必ずリサーチを行うべきと位置づける意向である。基準づくりにおける“急がば回れ”と考えられる。アジェンダ・コンサルテーションへのフィードバックを議論したIASBの2012年5月のボード会議のアジェンダによれば、排出量取引量スキーム、共通支配下の企業結合に関する調査を再開するとともに、割引率、持分法会計、無形資産、資本の特徴を有する金融商品、非金融負債等のプロジェクトについてリサーチを行う方向が示されている。

IASBはアジェンダ・コンサルテーション対応の基準開発において、概念フレームワーク(FW)に全面的に取り組むこととしたことから、リサーチ・プロジェクトに割けるIASBスタッフのリソースには限界がある。そこでリサーチを各国会計基準設定主体に丸投げしないものの、IASBのパートナーとして各国会計基準設定主体の貢献に期待していると考えられる。ASBJは、特定の狭い領域のものより、基準横断的な分野に貢献することが、これまでのASBJの蓄積から考えて相応しいと考えている。これらのリサーチ活動の本格化はまだ若干の時間を要するとみられるため、どのように参加していくかは十分練っておきたい。

ASBJとしては、このようなリサーチとは別に、喫緊の課題としてアジェンダ・コンサルテーションで掲げた我が国が受け入れることが難しい問題を、IASBが取り上げるようにするため、あるいは取り上げた中での議論に直接的に資するための、リサーチを始めている。

アジェンダ・コンサルテーションでは、純利

益とOCI(リサイクリングを含む)、公正価値測定範囲、無形資産、のれんの減損と償却をIASBが取り上げるべき個別プロジェクトとして主張したが、それらについてリサーチを進めているところである。

前二者は、FWで議論される項目である。資産負債の差額である純資産の資本取引以外の増減という定義を持つ包括利益は、定義そのものがクリーンサープラスを指している存在であるのに対し、純利益は包括利益の小計なのか、あるいは包括利益同様、長期的にはキャッシュの純増減の合計と一致すべきものかというリサイクル要否の議論がある。純利益は概念上定義が難しいとされている中、国内的には圧倒的にリサイクル論が強いことを背景に、IASBの議論に貢献していかなければいけないところである。

公正価値測定範囲は、FWの測定の部分に関わり、また、その範囲の広さがOCIの広さに連動する面がある。したがって前二者は整合した議論が期待されているところで、我々の議論も両方に目配りしていく必要がある。

後二者は、IASBとしてアジェンダに取り上げるところから始めなければならないので、当面のASBJのリサーチは、IASBが適用後レビューで取り上げるようにするためのリサーチである。無形資産については、IFRSの適用状況の調査からアカデミックな実証研究まで進める予定である。

のれんについては、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)とOIC(イタリアの会計基準設定主体)が、減損のみのIFRS基準を適用するEU企業や利用者、基準設定主体に対し、アンケート調査を試みているので、この取り組みへの協力の形をとりながら、日本の市場関係者の考え方を分析しているところである。

会計基準アドバイザリーフォーラム構想への支持と対応準備

本稿執筆中に IFRS 財団より、会計基準アドバイザリーフォーラムを設置する提案に関するコメント募集が公表された。提案内容は、本誌 80 頁に「会計基準アドバイザリー・フォーラム設置の提案」として、参加国の地域割案、署名を求める MoU 文言案を含め、和訳全文が掲載されているのでそちらを参照されたい。

この提案に至るまで、IASB は各国会計基準設定主体との関係を強化し、公式化することを目的に会計基準設定主体によるフォーラム構想を議論してきた。2012 年 3 月のマレーシアでの IFASS 会議で議論されたときには具体性を伴っていなかったが、その後、IASB や IFRS 財団内部で議論され、10 月中旬のトラスティ会議で素案が議論されたと仄聞している。10 月下旬の IFASS チューリッヒ会議での議論は、より具体的であり、その時の議論や同時にロンドンで行われた IFRS 諮問会議 (IFRS-AC) 等も踏まえ、今回公表された提案となっている。

チューリッヒ会議において、私からは ASBJ としてフォーラムの設立を支持すること、日本は MoU への署名 (コミットメント) にネガティブではないこと、我々は、誰がメンバーになるかを考えるより、この会議体で会計基準設定主体が質の高い議論を行って貢献することが重要であるとの意見を述べた。その上で、参加設定主体に MoU 署名というフォーマリティを求める一方で、IASB はこの会議を定款上の内

部機関に位置づけない立場をとっていることでフォーマリティについての両者のバランスがとれているか質問をした。

これについては、定款変更が 5 年に一度の見直しプロセスを経て行われるものであるとの回答があり、今回の提案では、将来定款に定める可能性についての記述が追加されている。

確かに今回の構想は、実験的要素があると思われる。各国会計基準設定主体は、国や地域の市場関係者の意見を最もよく集約していて、国際組織としてその意見を聞くことの意味は大きい。一方でそれだけに各団体は自らの意見の地域的な正当性を背景に、これだけは、と譲らなくなるリスクもある。今回、フォーラムの設置にあたって、IASB のボードの独立性が強調されていることから IASB 内にも懸念があるようである。ASBJ も含め、参加者の主張と協調のバランス判断が難しいことは間違いない。

提案へのコメント期限は、本誌が発刊される 12 月半ばであるが、この提案に関しては、コミットメントについて検討が必要であるものの、ASBJ として新しい構想を基本的に支持することが考えられる。日本の市場関係者からもこのような試みに対して支持していただけるのではないかと期待している。

概念フレームワークプロジェクトのディスカッションペーパーの公表の目標を 2013 年上期としている等の事情から、IASB がこの会議を例えば最短で 2013 年春等早い時期から開催したいと考えている可能性がある。ASBJ としては、質の高い議論ができるよう準備を急がなければならないところである。